

心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(掛金等の納付)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(掛金等月額の変更)</p> <p>第6条 加入者は、<u>新たに</u>条例第6条の2第1項第1号に該当する場合で<u>同条第1項から第3項</u>までの規定の適用を受けようとするとき、又は同号に該当しなくなった場合は、別に定める様式による掛金等月額変更届書をその変更があった日から10日以内に所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 加入者は、条例第6条の2第1項第2号<u>又は</u>第3号に該当する場合で<u>同条第1項から第3項</u>までの規定の適用を受けているとき、又は<u>新たに</u>同条第1項第2号<u>又は</u>第3号に該当する場合で<u>同条第1項から第3項</u>までの規定の適用を受けようとするときは、別に定める様式による市町村民税課税状況届書を毎年3月15日までに所管する局長に提出しなければならない。</p>	<p>(掛金等の納付)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>(掛金等の免除の要件及び割合)</p> <p><u>第5条の2 条例第6条の2第1項第4号の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項第4号の規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。</u></p> <p><u>(1) 震災、風水害、火災その他の非常災害により次のいずれかの被害を受けた場合 100分の100</u></p> <p><u>ア 住居の全壊又は半壊</u></p> <p><u>イ 住居の全焼又は半焼</u></p> <p><u>ウ 住居の流失</u></p> <p><u>(2) 死亡（加入者と生計を一にする者の死亡に限る。）、病気、失業等により収入が減少した場合で、条例第6条の2第1項第2号又は第3号に掲げる場合に準ずる場合として知事が認める場合 100分の50又は100分の30</u></p> <p>(掛金等月額の変更)</p> <p>第6条 加入者は、条例第6条の2第1項第1号に該当する場合で<u>同項から同条第3項</u>までの規定の適用を受けようとするとき、又は同号に該当しなくなった場合は、別に定める様式による掛金等月額変更届書をその変更があった日から10日以内に所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 加入者は、条例第6条の2第1項第2号若しくは第3号に該当する場合で<u>同項から同条第3項</u>までの規定の適用を受けているとき、又は同条第1項第2号若しくは第3号に該当する場合で<u>同項から同条第3項</u>までの規定の適用を受けようとするときは、別に定める様式による市町村民税課税状況届書を毎年3月15日までに所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>3 加入者は、条例第6条の2第1項第4号に該当する場合で<u>同項から同条第3項</u>までの規定の適用を受けようとするときは同号に規定する事情が生じた日から30日以内に、同号に該当する場合（前条第2号に該当する場合に限る。）で条例第</p>

<p>3 局長は、<u>前2項</u>の規定による届書を受理したとき、又は第6項の規定により掛金、加算掛金若しくは継続掛金の月額を変更するとき、若しくは加入者の年齢の区分の異動により掛金の月額を変更するときは、別に定める様式による掛金等月額変更通知書を加入者に交付するものとする。</p> <p>4 前項の規定による掛金、加算掛金又は継続掛金の月額の変更は、当該変更の事由の生じた日の属する翌月（その日が月の初日であるときはその月）から行うものとする。</p> <p>5 加入者の故意又は過失により、<u>第1項又は第2項</u>の届書が遅延したときは、前項の規定にかかわらず、掛金、加算掛金又は継続掛金の月額の減少を伴う変更は、局長が当該届書を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その月）から行うものとする。</p> <p>6 条例第6条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けている加入者は、県の区域内に住所を有しなくなったときは、その日の属する翌月（その日が月の初日であるときは、その月）から条例別表に定める掛金、加算掛金又は同表に定める加算掛金の額に相当する額の継続掛金の月額を納付しなければならない。</p>	<p><u>6条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けているときは毎月10日までに、別に定める様式による収入等状況届書を所管する局長に提出しなければならない。</u></p> <p>4 局長は、<u>前3項</u>の規定による届書を受理したとき、又は第7項の規定により掛金、加算掛金若しくは継続掛金の月額を変更するとき、若しくは加入者の年齢の区分の異動により掛金の月額を変更するときは、別に定める様式による掛金等月額通知書を加入者に交付するものとする。</p> <p>5 前項の規定による掛金、加算掛金又は継続掛金の月額の変更は、当該変更の事由の生じた日の属する<u>月</u>の翌月（その日が月の初日であるときは、<u>その月</u>）から行うものとする。</p> <p>6 加入者の故意又は過失により、<u>第1項から第3項までの</u>届書が遅延したときは、前項の規定にかかわらず、掛金、加算掛金又は継続掛金の月額の減少を伴う変更は、局長が当該届書を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その月）から行うものとする。</p> <p>7 条例第6条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けている加入者は、県の区域内に住所を有しなくなったときは、その日の属する<u>月</u>の翌月（その日が月の初日であるときは、その月）から条例別表に定める掛金、加算掛金又は同表に定める加算掛金の額に相当する額の継続掛金の月額を納付しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の心身障害者扶養共済制度条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成23年3月分以後の掛金、加算掛金及び継続掛金の免除について適用する。
- 心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成23年岩手県条例第56号）による改正後の心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岩手県条例第35号）第6条の2第1項第4号に該当する者であって、同項から同条第3項までの規定の適用を受けようとするものについては、この規則の施行前に改正後の規則第6条第3項に定める期限を経過したもの又は平成23年8月31日までに当該期限が到来するものに限り、同項の規定による届書の提出期限は、同日とする。
- 改正後の規則第6条第3項の規定による届書の提出があった場合において、同条第4項の規定により掛金、加算掛金又は継続掛金の月額を変更する場合における同条第5項の適用については、同項の当該変更の事由が第5条の2第1号に掲げる場合に係るものであり、かつ、その事由の生じた日が平成23年3月に属する場合に限り、同項中「月の翌月（その日が月の初日であるときは、その月）」とあるのは、「月」とする。